

関東地方整備局告示第5号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年1月7日

関東地方整備局長 渡辺和足

第1 起業者の名称 山梨県

第2 事業の種類 一般国道140号改築工事（山梨県笛吹市大字春日居町下岩下地内から同県山梨市大字万力地内まで）及びこれに伴う農業用排水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 山梨県笛吹市大字春日居町下岩下字横町、字安場町及び字中川田地内
山梨県山梨市大字上岩下字梅沢、字中川田、字小金田、字竹ノ花、字小武家、字鹿田及び字三牧地、大字落合字西反保、字千原田及び字延命寺並びに大字万力字金桜、字一丁田、字寺之前、字大代及び字足原田地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県甲府市大字桜井町字久保田地内から山梨市大字万力字足原田地内までの延長6,900mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道140号改築工事及びこれに伴う農業用排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地の取得を完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道140号改築工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に規定する道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本件事業のうち、本体工事の施工により遮断される農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事については、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路及び排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第 12 条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道 140 号は、道路法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 163 号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道でなかったことから、改正法附則第 3 項の規定により本件区間の存する山梨県が改築を行うことができることとされている。また、本件区間は、道路法第 13 条第 1 項の指定区間に該当しないため、同項の規定により本件区間の存する山梨県が管理を行うとされていることから、起業者である山梨県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 140 号は、埼玉県熊谷市から秩父市、山梨県山梨市、甲府市等を経て、同県南巨摩郡増穂町に至る、北関東地方と甲府都市圏を最短で結ぶ主要な幹線道路である。

しかしながら、本件区間に係る現道の一般国道 140 号（以下「現道」という。）は、保育所、小・中学校、病院等の公共施設が建ち並ぶ住宅密集地を通過する幅員が 5 ～ 6 m の狭小な 2 車線道路であり、平成 10 年 4 月に埼玉県と山梨県境の雁坂トンネルが開通したことによる自動車交通量の増加等に伴い、交通渋滞が発生している。平成 11 年度道路交通センサスによる現道内の交通量は、山梨県笛吹市大字春日居町鎮目地内において 14,645 台 / 12 時間であり、混雑度は 1.76 となっている。また、国土交通省、山梨県、山梨県警察等で構成する山梨県道路交通渋滞対策協議会が平成 10 年 3 月に策定した「山梨県第 3 次渋滞対策プログラム」において、現道の山梨県甲府市大字桜井町地内の十郎橋交差点が主要渋滞ポイントに指定されており、平成 15 年 7 月に起業者が行った調査によると、朝のラッシュ時には、山梨市方面から甲府市方面に向かう車が当該交差点を先頭に最大約 1,800 m の渋滞が発生していることが確認されている。

また、現道は、歩道と車道の区別のない混合交通区間があるため、朝夕に通学する園児、生徒などの歩行者の安全が脅かされており、交通事故が多発している状況にある。山梨県甲府警察署の調べによると、現道における交通事故が平成 12 年に 87

件発生していることが確認されている。

一方、本件事業は、国土交通省が平成 13 年 10 月に策定した「首都圏整備計画」並びに山梨県が平成 16 年 2 月に策定した「創・甲斐プラン 21」及び平成 11 年 7 月に策定した「道路の整備に関するプログラム」(以下「首都圏整備計画等」という。)において、地域高規格道路である西関東連絡道路として整備することにより高速度サービスを提供することが可能となり、山梨県と埼玉県との経済及び観光の交流の強化が図られるとともに、高速道路等と連絡して北関東地方と東海地方を結ぶ新たな道路ネットワークの形成が図られる等の事業効果を前提とする位置付けがなされている。

本件事業の完成により、本件区間の自動車交通が通過交通と域内交通に分散されることにより、現道の交通渋滞の緩和が図られ、安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、山梨県と埼玉県との経済及び観光の交流強化が図られるものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」(建設省経環発第 10 号建設事務次官通知)等に基づき、平成 9 年 2 月に平成 22 年計画交通量に基づく環境影響評価を実施している。また、平成 9 年の環境影響評価時からの諸条件の変化に伴い構造の一部変更を行うとともに、平成 32 年計画交通量に基づく予測も行うため、起業者は、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)に基づく「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 10 年建設省令第 10 号)等に準じて、平成 16 年 2 月に再評価を行っている。再評価の結果は、騒音について一部環境基準を超える値がみられるものの、遮音壁の設置等により基準を満たすものと評価されており、起業者は上記評価結果を踏まえ、遮音壁を設置することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件区間内の土地には、動植物についてはオオムラサキ及びカザグルマ等の希少動植物が確認されているが、生息地の大経蔵寺山をトンネルで通過するため生息地

の改変がほとんどない等と予測されていることから、上記の環境影響評価では保全目標を達成するものと評価されている。

また、文化財については平林 2 号墳から特筆すべき石室や出土遺物などの埋蔵文化財が確認されており、起業者は、その保護対策として関係機関の意見に基づき移築保存を実施しており、保護のための適切な措置を講じているものと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を図ること等を目的とし、地域高規格道路である西関東連絡道路の一部を構成する延長 6,900 m の道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 3 種第 1 級等の規格に基づく 4 車線等のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事の事業計画は、平成 9 年 4 月 7 日に「甲府及び峡東都市計画道路 3・2・1 号西関東連絡道路」及び「峡東都市計画道路 3・4・5 号根津橋通り線」として都市計画決定、前者については平成 15 年 8 月 18 日に変更決定されており、これらの都市計画と整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う農業用排水路付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、3(1)で述べたように、現況において交通量が多く、交通渋滞が発生する等、安全かつ円滑な交通が阻害されていることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要性が高いものと認められる。

また、本件事業は、首都圏整備計画等において整備を推進するものと位置付けられている。

さらに、一般国道 140 号は、山梨県が平成 9 年 8 月に策定した「山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、第 1 次緊急輸送道路に指定されていることから、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、早期完成の必要性が高いものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性が高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲であることから収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の供覧場所 山梨県笛吹市役所八代分庁舎
及び山梨市役所